

# 平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室

<p>施策名</p>	<p>地域における子育て支援等施策の推進を図ること (VI-2-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標 2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>地域子育て支援拠点の設置促進や、生後4か月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業など地域における子育て支援施策の推進を図ることにより、安心して子育てができる社会の実現を目指す。</p>	
<p>施策に関する</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【現状分析（施策の必要性）】</b> 平成19年の合計特殊出生率は過去最低となった17年の1.26から3年連続で上昇し1.37となったものの、出生数自体は横ばいで、依然として急速な少子化が進行していることや、核家族化の進行など家庭及び地域を取り巻く環境の変化により、家庭や地域における子育て支援機能が低下していること等が問題となっている。</p> <p><b>【有効性の観点】</b></p> <p>1 地域子育て支援拠点事業は、地域における子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するものであり、地域のニーズに応え着実に実施箇所が増加しており、その普及に向けて取組が推進されている。</p> <p>2 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものであり、毎年度、定量的に実施か所数を延ばしていることから、その普及に向けて取組が推進されている。</p> <p>3 育児支援家庭訪問事業は、毎年度、定量的に実施か所数を延ばしていることから、市町村における児童虐待の発生子防の取組が進んでいる。</p> <p>4 ファミリー・サポート・センター事業は、地域の会員間による育児の相互援助活動であり、毎年度、定量的に実施か所数を延ばしていることから、その普及に向けて取組が推進されている。</p> <p>5、6 ショートステイ事業、トワイライトステイ事業は、児童を養育することが一時的に困難となった家庭等を支援しており、毎年度、定量的に実施か所数を延ばしていることから、その普及に向けて取組が推進されている。</p> <p>7 要保護児童対策地域協議会を設置している市町村の割合は94.1%に達しており、市町村における児童虐待の早期発見・早期対応の体制強化に向けて取組が推進されている。</p> <p>以上のことから、平成21年度目標に向け着実に取組が推進されており、地域における子育て支援等施策の推進が図られていると評価できる。</p> <p><b>【効率性の観点】</b> 地域子育て支援拠点事業の運営においては、地域の実情に応じNPO法人や社会福祉法人等が担い手となり民間活力を活かした事業を展開しており、効率的なサービスの提供が行われていると評価できる。</p> <p>また、次世代育成支援対策交付金により実施する、生後4か月までの全戸訪問事業やファミリー・サポート・センター事業等（事務事業2～7）は、市町村行動計画をもとに作成される毎年度の事業計画を総合的に評価したうえで、計画全体に対し一括して交付金を交付するため市町村の特性・裁量を尊重した柔軟な執行を可能とし、市町村による創意工夫を活かした独自の取組のより一層の推進が図られることから、効率的であると評価できる。</p> <p><b>【総合的な評価】</b> 以上、有効性や効率性の観点からみた各事業の内容から、平成21年度目標値に向け取組が推進されているところであるが、今後、更なる取組が推進されるよう、児童福祉法を一部改正し、法律に基づく事業として位置づけたところである。また、今後策定される「子ども・子育て応援プラン（後期プラン）」においても、市町村の取組状況を把握し、引き続き施策の推進を図ることとしており、地域における子育て支援等施策の推進が図られていると評価できる。</p>	

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
  - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
  - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
  - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)

全体として、地域における子育て支援等施策の推進といった施策目標の達成に向けて取組が進展しており、引き続き推進していく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 地域における子育て支援の拠点整備か所数 (全国の中学校区数の6割(6,000か所)以上/平成21年度)	-	-	-	4,386 【-】	4,889 【-】
2 生後4か月までの全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)の実施市町村割合(単位:%) (100%/平成21年度)	-	-	-	58.2 【-】	72.2 【-】
3 育児支援家庭訪問事業の実施市町村割合(単位:%) (前年度以上/毎年度)	-	20.6 【-】	24.6 【-】	42.9 【-】	45.3 【105.6%】
4 ファミリー・サポート・センターの設置か所数 (710か所以上/平成21年度)	344 【-】	437 【-】	480 【-】	527 【-】	570 【-】
5 ショートステイ事業実施施設か所数 (870か所以上/平成21年度)	364 【-】	430 【-】	511 【-】	546 【-】	613 【-】
6 トワイライトステイ事業実施施設か所数 (560か所以上/平成21年度)	134 【-】	210 【-】	236 【-】	268 【-】	304 【-】
7 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村割合(単位:%) (100%/平成21年度)	39.8 【-】	51.0 【-】	69.0 【-】	84.1 【-】	94.1 【-】

関係する施政の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	少子化社会対策大綱	平成16年6月4日	3 少子化の流れを変えるための4つの重点課題 (4) 子育ての新たな支え合いと連帯 ○ 特に地方公共団体は、地域の特性に応じた多様なニーズや生活実態を十分把握し、それを十分に反映しながら次世代法に基づく行動計画を策定し、自主性を存分に発揮しつつ効果的な施策を実施する。 ○ すべての子育て家庭が利用できるような身近な場所に地域での子育て支援の拠点を作り、子どもの育ちの段階に応じた「親と子の育ちの場」の提供を進め、親の成長と子育てを支援していく。その際には、身近な近隣地域レベルでの子育て支援で地域の力を生かす必要がある。幼稚園や保育所などを地域に開かれたものにしていくとともに、NPOなどの民間団体も含めた多様な主体が参加できるように、子育て支援の取組をきめ細かく推進する。 ○ 児童虐待という親子間の最も深刻な事象に対応できる社会、あるいは障害児とその家族やひとり親家庭といった多様な家庭の

<p>少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について (子ども子育て応援プラン)</p>	<p>平成16年12月24日</p>	<p>ニーズに応えられる社会を創り上げていくことが、すべての子どもと子育てを大切に作る社会づくりにつながるとの認識に立ち、こうした特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援の充実を図る。</p> <p>(※) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に掲げられた目標の実現を目指す(平成21年度の目標値は、各市町村において検討中の目標値の集計結果を踏まえて設定)。</p> <p>(平成16年度) (平成21年度)</p> <p>□地域における子育て支援の拠点の整備(※) 2,954か所 → <u>6,000か所</u> (全国の中学校区の約6割で実施)</p> <p>・つどいの広場事業の推進(※) 171か所 → <u>1,600か所</u></p> <p>・地域子育て支援センター事業の推進(※) 2,783か所 → <u>4,400か所</u></p> <p>□子育て短期支援事業の推進</p> <p>・ショートステイ事業の推進(※) 569か所 → <u>870か所</u> (全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約9割で実施)</p> <p>・トワイライトステイ事業の推進(※) 310か所 → <u>560か所</u> (全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約6割で実施)</p> <p>□ファミリー・サポート・センターの推進(※) 368か所 → <u>710か所</u> (全国の市区町村の約4分の1で実施)</p> <p>□虐待防止ネットワークの設置 1,243市町村 → <u>全市町村</u></p> <p>(今後5年間の目標)</p> <p>□乳児健診未受診児など生後4か月までに全乳児の状況の把握 <u>全市町村で実施</u></p> <p>□育児支援家庭訪問事業の推進</p>
<p>新しい少子化対策について</p>	<p>平成18年6月20日</p>	<p>2 新たな少子化対策の推進</p> <p>(1) 子育て支援策</p> <p>I 新生児・乳幼児期(妊娠・出産から乳幼児期まで)</p> <p>⑦ 子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築</p> <p>II 未就学期(小学校入学前まで)</p> <p>① 全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充</p> <p>(3) その他重要な施策</p> <p>④ 児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化</p>
<p>第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成19年1月26日</p>	<p>「少子化は、我が国の活力にもかかわる問題であり(中略)保護者それぞれの事情に応じた多様な保育サービスを充実し、(中略)『新待機児童ゼロ作戦』を展開します。」</p>